

18川監公第11号

平成18年8月25日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年1月25日付け18川監公第1号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿川 隆

同 奥宮京子

同 小林貴美子

同 西村英二

18川総行革第121号

平成18年7月31日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 小林 貴美子 様

同 西村 英二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年1月25日付け18川監報第1号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成17年度定期監査結果に対する措置状況

1 南部防災センターにおける財産管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

平成6年度以降展示内容が更新されていない、備蓄庫等に目的外の物品が保管されていた等の事例が見受けられた。

このような状況は、防災対策の施設としての機能を果たす上では不適切であるので、早急に改善し、適正な財産管理を行われたい。

南部防災センターの位置付けや機能が開設当初と大きくかい離していることから、財産の有効活用を図る観点からも見直しを図られたい。

(総務局危機管理室)

[措置の内容]

市民啓発施設関係については、平成5年度に展示型啓発施設としての機能を廃止したにもかかわらず、不用な展示物がありましたので、廃棄しました。

備蓄施設関係については、災害用備蓄の目的に沿った保管物の適正化を図りました。

ピロティスペースについては、災害時の利用に支障を来さないよう、使用不能な起震機の撤去や車両の駐車許可の見直しを行うとともに、放水銃の操作マニュアルを整備しました。

南部防災センターの在り方については、平成18年2月、南部防災センターの在り方に関する庁内連絡会を設置し、平成18年度中を目途に防災的な利用目的に限らず、幅広い有効活用の手法について検討してまいります。

2 有馬南医師公舎の在り方について検討すべきもの

[指摘の要旨]

使用されていない2戸について速やかに廃止し売却されたい。

使用中の3戸についても、公衆衛生従事医師の確保という医師公舎本来の役割を踏まえて、今後の対応方針を検討されたい。

(健康福祉局総務部庶務課)

[措置の内容]

有馬南医師公舎については、本来の設置目的からかい離しているため、平成17年度第5回低未利用地対策部会に諮問し、平成18年1月、同公舎を廃止・売却するとの審議結果を得て、現在、4月30日に退去した2室を含む4室の売却手続を進めております。

残りの1室についても、入居者との協議の結果、平成18年度中に退去することとなりましたので、平成19年度に売却します。

3 道路占用料の徴収等を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

道路占用料については、川崎市道路占用料徴収条例の規定により、占用者は占用の開始の前に占用料を市に納付しなければならないとされているが、許可期間が年度末に満了する継続分については、占用開始前に占用料を納付できる状況にはなっていないため、このような不適切な状況について改善されたい。

前年度末で許可期間が満了したものの状況を確認したところ、継続申請又は廃止の届出が行われていない事例が見受けられたので、速やかに調査を行うなど適正な管理に努められたい。

(建設局土木管理部路政課、中原・宮前・多摩区役所建設センター管理課)

[措置の内容]

道路占用料は本来、占用許可に伴い発生するものであることから、道路占用料の納入については、占用許可後に行うよう川崎市道路占用料徴収条例を改正し、占用料徴収業務の適正化を図ってまいります。

継続申請又は廃止の届出が行われていない案件については、現地調査、電話催告等を行い、可能なものから順次継続又は廃止の手続を行っているところです。

今後、催告の定期的な実施等により、適正な管理に努めてまいります。

4 国民健康保険料減免事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

国民健康保険料の減免については、申請のあった日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料とされている。しかしながら、一律に年間の保険料を減免対象として算定する方式を採っていた。

このため、既に経過している月の保険料まで減免している事例が見受けられた

ことから、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱に基づき適正な事務を行われたい。

(多摩区役所保健福祉センター保険年金課)

[措置の内容]

国民健康保険料の減免に当たっては、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の規定どおり、申請のあった日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料を減免するよう改善しました。